

○原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則

平成十四年八月八日
文部科学省告示第百六十二号

改正	平成一五年	九月三〇日	文部科学省告示第一五三号
同	一九年	三月三十一日	第五六号
同	一九年	二月二六日	第一四六号
同	二二年	三月三十一日	第六七号
同	二三年	三月三十一日	第六五号
同	二四年	九月一四日	第一四四号
同	二五年	三月二九日	第五八号
同	二八年	三月三十一日	第七一号
同	二九年	三月三十一日	第五七号
同	三一年	三月二九日	第六四号
令和	元年	七月一日	第一八号
令和	三年	一月二一日	第三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金交付規則を次のように定めたので告示する。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則

（平二三文科告六七・改称）

（通則）

第一条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）第五十一条第一項第二号へに規定する交付金（以下「交付

金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令によるほか、この規則に定めるところによる。

（平一九文科告五六・平二四文科告一四四・平二五文科告五八・一部改正）

（定義）

第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力発電施設等 発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第二条に規定する発電用施設のうち原子力発電施設及び発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和四十九年政令第二百九十三号）第三条各号に掲げる施設をいう。

二 加工施設 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十三条第二項第二号に規定する加工施設（発電用施設周辺地域整備法施行令第三条第八号から第十号までに該当するものを除く。）をいう。

三 事業所 一又は二以上の原子力発電施設等又は加工施設の設置の用に供される一の団地をいう。

四 原子力・エネルギーに関する教育の推進 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園、大学及び高等専門学校を除く。）における原子力その他のエネルギーに関する教育に係る教材、教具その他の設備の整備、教員等の研修その他の必要な措置の実施をいう。

（平一九文科告五六・平一九文科告一四六・平二三文科告六五・平二四文科告一四四・一部改正）

(交付の対象)

第三条 文部科学大臣は、都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が主体的に実施する原子力・エネルギーに関する教育の推進に要する費用の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

(平一九文科告五六・平二三文科告六五・一部改正)

(交付金の交付限度額)

第四条 毎会計年度の交付金の交付限度額は、次の各号に定める交付金について、それぞれ当該各号に定める金額を限度とする。

一 原子力発電施設等又は加工施設の設置がその区域内において行われている都道府県（以下「所在都道府県」という。）に対する交付金 次の算式により算定して得た金額とする。

$$10,000,000 + 5,000,000 \times (A - 1) \text{円}$$

Aは、所在都道府県の区域内における事業所の数

二 前号以外の都道府県に対する交付金 一千万円

(平一九文科告五六・平二三文科告六七・平二三文科告六五・一部改正)

(交付金の交付申請)

第五条 交付金の交付申請をしようとする都道府県（以下「申請者」という。）は、毎年四月一日から五月三十一日まで又は十月十六日から十月三十一日までの間に、様式第一による申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付金の対象とされた経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、

消費税法（昭和六十三年法律百八号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(平一九文科告五七・令三文科告三・一部改正)

(交付の決定)

第六条 文部科学大臣は、前条第一項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した交付金交付決定通知書により申請者に通知する。

2 前条第一項の申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、九十日とする。

3 第一項の交付金の交付の決定の内容には、次の各号に掲げる費目ごとの経費を含むものとする。

一 事業費

二 一般事務費

三 補助金（市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う原子力・エネルギー教育支援事業に対するものに限る。）

4 文部科学大臣は、第一項による交付の決定を行うに当たっては、前条第二項により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入

控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

5 文部科学大臣は、前条第二項ただし書きによる交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、交付金の額の確定において必要な減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(平一五文科告一五三・平二三文科告六五・一部改正)

(申請の取下げ)

第七条 前条第一項の通知を受けた者であつて、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるものは、交付金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請の取下げをしようとする者は、前条第一項の通知のあつた日から十五日以内に、様式第二による届出書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(令三文科告三・一部改正)

(交付の条件)

第八条 文部科学大臣は、交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

一 第六条第三項各号の経費の配分の変更(二以上の費目に係る配分額のいずれか低い額の十五パーセント以内の範囲内で当該配分額の流用を行うおととする場合を除く。)をしようとするときは、文部科学大臣の承認を受けるべきこと。

二 第六条第一項の決定に係る事業(以下「交付金事業」という。)の実施に関し契約をする場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条によるべきこと。

三 交付金事業の内容の変更をしようとするときは、文部科学大臣の承認を受けるべきこと。

四 交付金事業を中止し、又は廃止しようとするときは、文部科学大臣の承認を受けるべきこと。

五 交付金事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付金事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに文部科学大臣に報告してその指示を受けるべきこと。

(平一九文科告五六・一部改正)

(状況報告)

第九条 第六条第一項の決定を受けた者(以下「交付金事業者」という。)は、文部科学大臣が特に必要と認めて要求したときは、様式第三による交付金事業実施状況報告書を文部科学大臣が要求する期日までに提出しなければならない。

(平一九文科告五六・一部改正)

(実績報告等)

第十条 交付金事業者は、交付金事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があつた日から一月を経過した日又は当該交付金事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の四月十日のいずれか早い日(交付金事業が完了せず、に国の会計年度が終了した場合にあっては、翌会計年度の四月二

十日)までに、様式第四による実績報告書を文部科学大臣に提出しなければならぬ。ただし、概算払により、交付の決定の通知をした交付金の額の全額を支出した場合にあっては、実績報告書の提出期限は、当該交付金事業の完了又は廃止の承認の日から六十日を経過する日までとする。

2 交付金事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならぬ。

3 交付金事業者は、第一項の実績報告書のほか、交付金事業が完了した日若しくは第八条第四号の規定による交付金事業の廃止の承認があった日から三月を経過した日までに、当該交付金事業の成果の評価を記載した様式第五による評価報告書を文部科学大臣に提出しなければならぬ。ただし、文部科学大臣が特に必要と認めてその期日を繰り下げたときは、この限りでない。

4 交付金事業者は、前項の規定により文部科学大臣に評価報告書を提出したときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表するものとする。

5 文部科学大臣は、第三項の規定により評価報告書の提出があったときは、当該評価報告書の全部又は一部をインターネットその他の方法により公表することができる。

(平二八文科告七一・平三二文科告六四・令三文科告三・一部改正)

（交付金の額の確定）

第十一条 文部科学大臣は、交付金事業の完了又は廃止に係る前条第一項の実績報告書を受領したときは、その内容の審査及び必要

に応じて行う現地調査等により交付すべき交付金の額を確定して、交付金事業者に通知するものとする。

2 文部科学大臣は、前項の規定により交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の期限は、同項の規定による命令の日から二十日以内とする。ただし、交付金事業者が地方公共団体である場合において、同項の規定による命令を受けて行う交付金の返還のための予算措置につき議会の議決が必要であり、かつ、当該期限までに当該交付金の返還をすることが著しく困難と見込まれるときは、同項の規定による命令の日から九十日以内で同項の期限を定めることができる。

4 交付金事業者は、第二項の返還を命ぜられ、これを同項の期限までに納付しなかったときは、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付金額につき年利十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(平二四文科告一四四・一部改正)

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還）

第十二条 交付金事業者は、交付金事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第六により速やかに文部科学大臣に報告しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告があった場合には、期限を定めて

当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前条第四項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(平二四文科告一四四・平二八文科告七一・一部改正)

(交付の決定の取消し)

第十三条 文部科学大臣は、第八条第一項第四号の規定による申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、第六条第一項の決定の全部又は一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

一 交付金事業者が第八条の規定により付された条件に違反した場合

二 交付金事業者が交付金を交付金事業以外の用途に使用した場合

三 交付金事業者が第九条、第十条及び次条の規定に違反した場合

四 前三号に掲げる場合のほか、交付金事業者が交付金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく文部科学大臣の処分に違反した場合

(平一九文科告五六・一部改正)

(財産処分の制限)

第十四条 交付金事業者は、交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、交付金事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従つて、

その効率的運用を図らなければならない。

2 交付金事業者は、交付金事業により取得した設備その他の財産(取得価格及び効用の増加価格が単価五十万円未満のものを除く。)を交付金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第七による申請書を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、文部科学大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

(平一九文科告五六・平二八文科告七一・令三文科告三・一部改正)

(交付金の支払)

第十五条 交付金は、第十一条第一項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、交付金の全部又は一部について概算払をすることができる。

2 交付金事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第八による交付金支払請求書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(平二八文科告七一・令三文科告三・一部改正)

(交付金事業の経理)

第十六条 交付金事業者は、交付金事業の経理について交付金事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付金事業の完了した日の属する会計年度の終了後五年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第十七条 交付金事業者は、当該交付金事業に係る歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため様式第九による交付金調書を作成しておかなければならない。

(平二八文科告七一・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 平成十四年度の予算に係る原子力・エネルギーに関する教育支援事業交付金の交付申請については、第五条中「毎年四月十六日から四月三十日まで又は十月十六日から十月三十一日まで」とあるのは、「平成十四年八月十五日から平成十四年八月三十日まで、平成十四年十月十六日から平成十四年十月三十一日まで又は平成十五年一月六日から平成十五年一月十五日まで」とする。

附 則

(平成一五年九月三〇日 文部科学省告示第一五三号)

この規則は、公布の日から施行し、平成十五年度予算から適用する。

附 則

(平成一九年三月三十一日 文部科学省告示第五六号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則

(平成一九年二月二五日 文部科学省告示第一四六号) 抄

この告示は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。

附 則 (平成二三年三月三十一日 文部科学省告示第六七号)

この規則は、平成二十二年四月一日から実施する。

附 則 (平成二三年三月三十一日 文部科学省告示第六五号)

この規則は、平成二十三年四月一日から実施する。

附 則

(平成二四年九月一四日 文部科学省告示第一四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この告示は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。

附 則 (平成二五年三月二九日 文部科学省告示第五八号)

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年三月三十一日 文部科学省告示第七一号)

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年三月三十一日 文部科学省告示第五七号)

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三二年三月二九日 文部科学省告示第六四号)

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日文部科学省告示第一八号）抄

（施行期日等）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際、現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和三年一月二一日文部科学省告示第三号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付申請書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第5条第1項の規定により、
上記交付金の交付につき、下記のとおり申請します。

記

1. 交付金事業の名称
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業に要する経費
4. 交付を受けようとする額
5. 交付金事業の内容
6. 交付金事業の着手及び完了予定年月日

- (注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。
(2) 仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金
額」

別紙 1

交付金事業に要する経費内訳書

1. 総括表

(単位：円)

収		入		支		出	
自己資金				事業費			
その他				一般事務費			
交付金				補助金			
合計				合計			

2. 交付金事業の内容

(1) 事業費

種 別		事業の内容	経費の内訳	交付金充当額 (円)	備 考
交付対象経費					
その他					
合 計					

(2) 一般事務費

種 別		事業の内容	経費の内訳	交付金充当額 (円)	備 考
交付対象経費					
その他					
合 計					

(3) 補助金

補助対象者	補 助 金 (円)	補 助 の 内 容	備考
合 計			

別紙 2

原子力発電施設等又は加工施設概要説明書

事業所名	設置者名	施設名	施設の所在地	着工時期 (年月)	使用開始予定 時期又は使用 開始時期 (年月)	備考

(注) 設置者の作成した施設の設置計画書を添付すること。

様式第2 (平23文科告65・令元文科告18・令3文科告3・一部改正)

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付申請取下届出書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号による原子力・エネルギー教育支援事業交付金の交付申請を下記の理由により取り下げたいので、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第7条第2項の規定により届け出いたします。

記

1. 交付金事業の名称
2. 交付決定額
3. 申請を取り下げる理由

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第3 (平19文科告56・平23文科告65・令元文科告18・令3文科告3・一部改正)

令和 年度原子力・エネルギー教育支援事業交付金事業実施状況報告書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力・エネルギー教育支援事業交付金に係る上期の実施状況に関し、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第9条の規定により、下記のとおり報告します。

費 目	予 算 額(円)	実 績 額(円)	決算見込額(円)	備 考
事 業 費				
一般事務費				
補 助 金				
合 計				

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第4 (平19文科告56・平23文科告65・令元文科告18・令3文科告3・一部改正)

原子力・エネルギー教育支援事業交付金事業実績報告書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力・エネルギー教育支援事業交付金に係る交付金事業 {は、令和 年 月 日の令和 年度における
をもって完了(廃止)しましたので} 原子力・エネルギー教育支援事業交付金交
実績について

付規則第10条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

I. 交付金事業の実施状況

1. 交付金事業の名称及びその内容
2. 交付金事業の着手及び完了年月日
3. 交付金事業収支状況

イ. 支出実績額 円 (予算額 円)

ロ. 交付金充当額 円 (交付決定額 円)

(注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

(2) 仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

「交付金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝交付金額」

II. 交付金事業収支総括表

費 目	予 算 額 (円) ①	本 年 度 績 実 (円) ②	差 額 (円) ① - ②	交 付 金 (円)		
				交 付 決 定 額 ③	支 出 額	
					実 績 ④	増 減 額 ③ - ④
支 出	事 業 費					
	一 般 事 務 費					
	補 助 金					
	合 計					
収 入	自 己 資 金					
	そ の 他					
	交 付 金					
	合 計					

III. 費用別内訳書

(1) 事業費

種 別	科 目	仕 様	数 量	単 価	契 者	契 約 年 月 日	金 額			引 取 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
							予 算 額	決 算 額					
								支 払 済 額	支 払 義 務 額				
交付対象経費													
その他													
合 計													

(2) 一般事務費

種 別	科 目	仕 様	数 量	単 価	契 者	契 約 年 月 日	金 額			引 取 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
							予 算 額	決 算 額					
								支 払 済 額	支 払 義 務 額				
交付対象経費													
その他													
合 計													

(3) 補助金

補助対象者	契 約 年 月 日	金 額				引 取 年 月 日	支 払 年 月 日	交 付 金 充 当 額	備 考
		予 算 額	決 算 額						
			支 払 済 額	支 払 義 務 額	計				
合 計									

IV. 財産一覧表

原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第14条の財産は、次のとおりである。

財産の名称	仕 様	数 量	単 価	金 額	契 約 年月日	引 取 年月日	支 払 年月日	交付金 充当額	備 考
計									

様式第5 (平28文科告71・追加、令元文科告18・令3文科告3・一部改正)

原子力・エネルギー教育支援事業交付金事業評価報告書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力・エネルギー教育支援事業交付金に係る交付金事業の成果の評価について原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第10条第3項の規定により別紙のとおり報告します。

別紙

1. 交付金事業の名称
2. 交付金事業の事業主体
3. 交付金事業の実施場所
4. 交付金事業の概要
5. 交付金事業に要した経費及び交付金充当額
6. 交付金事業の成果及び評価

(注) (1) 交付金事業の成果及び評価には、効果等を出来る限り数値を用いて記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第6 (平23文科告65・一部改正、平28文科告71・旧様式第5繰下、令元文科告18・令3文科告3・一部改正)

令和 年度原子力・エネルギー教育支援事業交付金に係る
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定通知のあり
ました上記交付金について、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第
12条第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------------------------------|---|
| 1. 交付金額（交付規則第11条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 交付金の確定時における消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 交付金返還相当額 | 円 |

- (注) (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。
(2) 別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第7 (平23文科告65・一部改正、平28文科告71・旧様式第6繰下、令元文科告18・令3文科告3
・一部改正)

令和 年度原子力・エネルギー教育支援事業交付金
事業財産処分承認申請書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付金の額の確定の通知を受けた原子力・エネルギー教育支援事業交付金事業に関する財産の処分の承認を受けたいので、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第14条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕 様	処分の方法	処分の時期	処分の理由

2. 相手方（住所、氏名、使用の目的及び条件）

(注) (1) 処分の方法の欄には、使用、譲渡、交換、貸付又は担保の提供の別を記載すること。

(2) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

原子力・エネルギー教育支援事業交付金支払請求書

令和 年 月 日

殿

住所

都道府県の名称及びその長の氏名

令和 年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知を受けた原子力・エネルギー教育支援事業交付金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、原子力・エネルギー教育支援事業交付金交付規則第15条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 金額 円也

2. その請求額の内訳

(精算払の場合)

費目	交付決定額	確定額 ①	概算払 受領額②	差引請求額 ①-②
事業費				
一般事務費				
補助金				
合計				

(概算払の場合)

費目	交付決定		前回概算払 までの		今回概算払対象の			支出済 交付金 額④	請求額 ①+② +③- ④
	交付対 象費用	交付金 の額	支出 費用	所要 交付金 ①	支出 費用	所要 交付金 (実績) ②	所要 交付金 (見込) ③		
事業費									
一般事務費									
補助金									
合計									

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、横位置とすること。

様式第9 (平23文科告65・一部改正、平28文科告71・旧様式第8線下、令元文科告18・一部改正)

令和 年度原子力・エネルギー教育支援事業交付金調書

国		交 付 金 事 業 者									備考
		歳 入			歳 出						
歳出予算 科目	交付決定 の額	科目	予算 現額	収入 済額	科目	予算 現額	うち 交付 金相 当額	支出 済額	翌年 繰越 額	うち 交付 金相 当額	